

平成 27 年 2 月 6 日

公益社団法人 茨城県歯科医師会
会長 森永 和男

茨城県心身障害者（児）歯科診療所運営費補助金にかかる
不適切会計処理についての報告書

茨城県歯科医師会（会長：森永和男、会員：1,329 人）では、昭和 47 年から心身障害者の歯科治療と小児の予防歯科を行っており、本事業の実施にあたって、毎年度、運営費の一部を茨城県から補助金若しくは委託費を受領しておりますが、このほど、県に対し、平成 16 年度から平成 25 年度までに収支状況の不適切会計処理による実績報告書を作成したため、過剰な受給金額がある事実が判明し、この 10 年間分の超過交付額として 38,024,380 円を返還するとともに、加算金等として 12,731,188 円を県に支払う予定です。

1. 事実関係

本事業は、茨城県歯科医師会が水戸と土浦に身障者・小児歯科治療センターを開設して障害がある方を主な対象に治療を行っているもので、昭和 48 年から昭和 52 年までは県の補助事業、昭和 53 年から平成 21 年までは委託事業、平成 22 年からは補助事業となっております。

県の補助金受給にあたっては、毎年当会から補助金申請のために実績報告書を作成し、県に提出しておりますが、この実績報告にあたって不適切な会計処理のある収支状況を報告し、過去 10 年で約 3,800 万円も多く受給していたことが判明しました。

このため当会では、本年 2 月 10 日付けで上記金額を県に返還するとともに、毎年の補助金と委託費に一定の利率で算定した加算金を支払うことになりました。

2. 原因

このようなことが生じた主な原因については、以下のとおりと考えております。

- ①執行部のチェック機能の不全
- ②職員のコンプライアンスの欠如
- ③事務局内部のチェック体制の不備
- ④監査の不備

3. 責任と処分

不適切会計により県の補助金を受給したことについて当会として当会役員の実績報告を明確にするためとして以下の処分を行います。

- ・三役役員（会長、副会長、専務理事、会計理事の計 5 人）の給与 3 割 3 ヶ月カット。
- ・その他役員の実績報告の給与 1 割 3 ヶ月カット。

4. 再発防止について

今回の件を厳粛に受け止め、当会として再発の防止に万全を期してまいります。

①執行部のチェック機能の不全に関して

最終的には理事会での承認を受け、実績報告書および申請書として県保健福祉部に提出することといたします。なお、これら手順に関する内規をあらためて作成いたします。

②職員のコンプライアンスの欠如に関して

定期的に外部講師等による研修会を実施しコンプライアンスの徹底を図ります。

③チェック体制の不備に関して

公益法人として実績報告書等の作成手順の全面的見直しを行います。

書類の作成に関して、起案者を定め、起案した書類は複数の承認者を定め事務局長が精査を行った後に承認印を押すように改善し、事務局の責任分離管理を徹底いたします。

その後に専務及び会計理事が精査した決裁印を押すことといたします。

いずれの決裁に関しても、書類作成の基礎とした公益法人決算書及び関係帳簿と照合して誤り等が無いかを確認して行います。

④監査の不備

従来は支出に関する監査であったため、今後は収入特に補助金に関する事項の監査対象といたします。

県民の皆様、県をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、当会としての身障者・小児歯科治療センター事業は引き続き行ってまいりますので、県民の皆様、関係者の皆様からご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。